

平成28年4月12日

組体操の実施に関する方針

組体操の実施については、以下の点について留意し、各学校で十分検討の上、実施の有無について判断する。

- (1) 組体操を実施するねらいを明確にし、指導計画を作成するとともに、その内容について、全教職員で共通理解を十分に図ること。
- (2) 技の選択や指導計画を作成する際には、児童生徒の体力の実態、指導体制、各技への安全指導等について十分に検討すること。その際、伝統であることを理由にすることや指導者が児童生徒に経験させたいとの思いを理由にすることなど、技ありきで計画を立てることがないようにすること。
- (3) ピラミッドやタワー等において、一部の児童生徒に多大な負荷がかかる技、複雑な構造により崩れた際に児童生徒の安全を確保できない技、跳んできた児童生徒を受け止める技など、大きな事故につながる可能性がある技については、実施をしない。
- (4) 指導に際しては、練習中の児童生徒の習熟の状況を確実に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画の見直しを適時適切に行うこと。確実に安全な状態で実施できないと判断した際には、ためらうことなく、技の実施を見合わせること。
- (5) 万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり、更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。